

母子及び父子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月8日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第20号

母子及び父子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

母子及び父子家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和55年千葉市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号中「いずれかに」を「一に」に、「7月」を「10月」に改め、同項第5号中「いずれかに」を「一に」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項第4号の改正規定（「いずれかに」を「一に」に改める部分に限る。）及び同項第5号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の前日に母子及び父子家庭等の医療費の助成に関する条例第3条第1項に規定する対象者であった者（この条例の施行の日以後に同項に規定する対象者でなくなった者を除く。）に対するこの条例による改正後の第3条第2項第4号及び第5号の規定の適用については、平成31年8月1日から同年10月31日までの治療に係る医療費の助成に限り、同項第4号中「前年（1月から10月までの間に受けた治療に係る助成にあつては、前々年。以下同じ。）」とあるのは「前年及び前々年」と、同項第5号中「前年」とあるのは「前年及び前々年」とする。